

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局医療課長

「特別の療養環境の提供に係る基準に関する届出について」の一部改正について

今般、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生省告示第107号）等が公布され、平成18年4月1日より施行されることに伴い、「特別の療養環境の提供に係る基準に関する届出について」（平成16年3月30日保医発第0330013号）の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

別添の1の(6)を次のように改める。

- (6) 「留意事項通知」第3の1の(3)の⑦における「厚生労働大臣から当該承認を受ける前6月間において、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号）第3の基準に違反したことがないこと、かつ現に違反していないこと」を確認する書類として、当該保険医療機関より申立書を添付させること。

別添の2の(3)を次のように改める。

- (3) 「留意事項通知」第3の1の(3)の⑤における「算定告示別表第一医科診療報酬点数表第1章第2部第1節又は別表第二歯科診療報酬点数表第1章第2部第1節に規定する7対1入院基本料及び10対1入院基本料、療養病棟入院基本料1の入院基本料1、有床診療所入院基本料1及び療養病棟入院基本料2（特別入院基本料を除く。）を算定する保険医療機関であること」の確認については、当該医療機関から届出さ

れている「入院基本料等の施設基準に係る届出」により行うこと。

別添の2の(4)を削る。

別紙様式を次のように改める。

(別紙様式)

〇〇発第 号

保険医療機関の
所在地及び名称

開設者名

平成〇〇年〇月〇〇日付けの申請については、特定療養費に係る療養の基準（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）二の（二）規定に基づき、下記のとおり承認する。

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇社会保険事務局長

記

特別の療養環境の提供に係る病床
許可病床数（〇〇床）の〇割〇分（〇〇床）